



# 新潟県公報

令和6(2024)年  
1月23日(火)  
第473号

## 目次

### 告示

○県税に関する申告期限の延長等	61
○道路の区域の変更	61
○道路の供用開始	62
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	62

### 公告

○患畜の届出	62
○土地改良区役員の退任	62

### 調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	63
---------------	----

## 告示

### 新潟県告示第61号

新潟県県税条例(平成17年新潟県条例第5号)第13条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)又は同条例若しくは新潟県県税条例施行規則(平成17年新潟県規則第13号)に定める申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6(2024)年1月1日以降に到来するものについては、自動車税環境性能割、自動車税種別割(賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。)及び狩猟税並びに当分の間道府県が賦課徴収を行うこととされている軽自動車税環境性能割に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6(2024)年1月23日

新潟県知事 福田 富一

指	定	地	域
富山県			
石川県			

(税務課)

### 新潟県告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、新潟県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年1月23日から同年2月21日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年1月23日

新潟県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道  
路線名 121号  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	鹿沼市貝島町字貝島652-25から 鹿沼市貝島町字貝島652-111まで	15.0～15.1	9.8	
	後	鹿沼市貝島町字貝島652-25から 鹿沼市貝島町字貝島652-111まで	15.1～19.8	9.8	

栃木県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年1月23日から同年2月21日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年1月23日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
16	主要地方道 佐野田沼線	佐野市吉水町字美路川772-1から 佐野市吉水町字小堀1128-1まで	令和6（2024）年 1月23日

栃木県告示第64号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月23日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	烏山停車場線	那須烏山市南2丁目983-5から 那須烏山市金井1丁目465-4までの上り線
		那須烏山市南2丁目1029-1から 那須烏山市南1丁目466-3までの下り線

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月23日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭 羽 群 数	発生の場所 又は 区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和6（2024）年1月10日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退

任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6(2024)年1月23日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員名氏	就任役員名氏	住所	退任年月日	就任年月日
小山市 犬塚中久喜 土地改良区	理事	松浦 治		小山市犬塚5-1-7	令和5 (2023). 12.31	

(農地整備課)

## 調達等公告

### ○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年1月23日

栃木県下水道管理事務所長 寺内 修一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K2205 1種1号)

令和6(2024)年4月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年5月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年6月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年7月分: 220kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年8月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年9月分: 218kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年10月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年11月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和6(2024)年12月分: 219kℓ(購入見込数量)

令和7(2025)年1月分: 156kℓ(購入見込数量)

令和7(2025)年2月分: 125kℓ(購入見込数量)

令和7(2025)年3月分: 187kℓ(購入見込数量)

##### (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

##### (3) 納入期間

令和6(2024)年4月分: 自 令和6(2024)年4月1日(月)  
至 令和6(2024)年4月30日(火)

令和6(2024)年5月分: 自 令和6(2024)年5月1日(水)  
至 令和6(2024)年5月31日(金)

令和6(2024)年6月分: 自 令和6(2024)年6月1日(土)  
至 令和6(2024)年6月30日(日)

令和6(2024)年7月分: 自 令和6(2024)年7月1日(月)  
至 令和6(2024)年7月31日(水)

令和6(2024)年8月分: 自 令和6(2024)年8月1日(木)  
至 令和6(2024)年8月31日(土)

令和6(2024)年9月分: 自 令和6(2024)年9月1日(日)  
至 令和6(2024)年9月30日(月)

令和6(2024)年10月分: 自 令和6(2024)年10月1日(火)

至 令和6(2024)年10月31日(木)  
令和6(2024)年11月分：自 令和6(2024)年11月1日(金)  
至 令和6(2024)年11月30日(土)  
令和6(2024)年12月分：自 令和6(2024)年12月1日(日)  
至 令和6(2024)年12月31日(火)  
令和7(2025)年1月分：自 令和7(2025)年1月1日(水)  
至 令和7(2025)年1月31日(金)  
令和7(2025)年2月分：自 令和7(2025)年2月1日(土)  
至 令和7(2025)年2月28日(金)  
令和7(2025)年3月分：自 令和7(2025)年3月1日(土)  
至 令和7(2025)年3月31日(月)

(4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場 宇都宮市茂原町768

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、石油製品の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 各入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (5) 購入する重油を栃木県下水道管理事務所長が指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6(2024)年1月23日(火)から令和7(2025)年2月7日(金)まで入札情報システム上で公開する。なお、来所による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和6(2024)年12月30日(月)から同月31日(火)及び令和7(2025)年1月2日(木)から同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

### ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

各開札日の前日午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあつては、(1)の場所に郵送(書留郵便)又は持参により同期間までに提出すること。

### イ 開札の日時及び場所

令和6(2024)年4月分：令和6(2024)年3月14日(木) 午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

令和6(2024)年5月分：令和6(2024)年4月18日(木) 午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

令和6(2024)年6月分：令和6(2024)年5月23日(木) 午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

令和6(2024)年7月分：令和6(2024)年6月20日(木) 午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

令和6(2024)年8月分：令和6(2024)年7月18日(木) 午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

令和6(2024)年9月分	令和6(2024)年8月22日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和6(2024)年10月分	令和6(2024)年9月19日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和6(2024)年11月分	令和6(2024)年10月24日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和6(2024)年12月分	令和6(2024)年11月21日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和7(2025)年1月分	令和6(2024)年12月19日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和7(2025)年2月分	令和7(2025)年1月23日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会
令和7(2025)年3月分	令和7(2025)年2月20日(木)	午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室	会

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、単価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

入札金額については、1リットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加するものに必要な資格資料をエに示すそれぞれの入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3(2021)年3月26日付け会管第461号。以下「運用基準」という。）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、それぞれの入札日の前日までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にとっては電子メール又は郵便にて伝えるものとする。

エ 入札参加申請書類の提出期間

令和6(2024)年4月分	令和6(2024)年1月23日(火)～同年3月1日(金)	午後4時
令和6(2024)年5月分	令和6(2024)年3月15日(金)～同年4月5日(金)	午後4時
令和6(2024)年6月分	令和6(2024)年4月19日(金)～同年5月10日(金)	午後4時
令和6(2024)年7月分	令和6(2024)年5月24日(金)～同年6月7日(金)	午後4時
令和6(2024)年8月分	令和6(2024)年6月21日(金)～同年7月5日(金)	午後4時
令和6(2024)年9月分	令和6(2024)年7月19日(金)～同年8月9日(金)	午後4時
令和6(2024)年10月分	令和6(2024)年8月23日(金)～同年9月6日(金)	午後4時
令和6(2024)年11月分	令和6(2024)年9月20日(金)～同年10月11日(金)	午後4時
令和6(2024)年12月分	令和6(2024)年10月25日(金)～同年11月8日(金)	午後4時
令和7(2025)年1月分	令和6(2024)年11月22日(金)～同年12月6日(金)	午後4時
令和7(2025)年2月分	令和6(2024)年12月20日(金)～令和7(2025)年1月10日(金)	午

後4時

令和7(2025)年3月分：令和7(2025)年1月24日(金)～同年2月7日(金) 午後4時

(4) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書(様式は自由)をそれぞれの入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期間に提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、それぞれの入札日の前日までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(9) その他

ア 入札の変更等 令和6(2024)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合にはこの入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil (JIS K2205 Class 1, No.1)

① April 2024 contract : 219kl

② May 2024 contract : 219kl

③ June 2024 contract : 219kl

④ July 2024 contract : 220kl

⑤ August 2024 contract : 219kl

⑥ September 2024 contract : 218kl

⑦ October 2024 contract : 219kl

⑧ November 2024 contract : 219kl

⑨ December 2024 contract : 219kl

⑩ January 2025 contract : 156kl

⑪ February 2025 contract : 125kl

⑫ March 2025 contract : 187kl

(2) Delivery period

① From April 1, 2024 to April 30, 2024

② From May 1, 2024 to May 31, 2024

③ From June 1, 2024 to June 30, 2024

④ From July 1, 2024 to July 31, 2024

⑤ From August 1, 2024 to August 31, 2024

⑥ From September 1, 2024 to September 30, 2024

- ⑦ From October 1, 2024 to October 31, 2024
- ⑧ From November 1, 2024 to November 30, 2024
- ⑨ From December 1, 2024 to December 31, 2024
- ⑩ From January 1, 2025 to January 31, 2025
- ⑪ From February 1, 2025 to February 28, 2025
- ⑫ From March 1, 2025 to March 31, 2025

## (3) Delivery place

Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant 768 Mobara, Utsunomiya

## (4) Time-limit for tender:

- ① 4:00 p.m., March 13, 2024
- ② 4:00 p.m., April 17, 2024
- ③ 4:00 p.m., May 22, 2024
- ④ 4:00 p.m., June 19, 2024
- ⑤ 4:00 p.m., July 17, 2024
- ⑥ 4:00 p.m., August 21, 2024
- ⑦ 4:00 p.m., September 18, 2024
- ⑧ 4:00 p.m., October 23, 2024
- ⑨ 4:00 p.m., November 20, 2024
- ⑩ 4:00 p.m., December 18, 2024
- ⑪ 4:00 p.m., January 22, 2025
- ⑫ 4:00 p.m., February 19, 2025

## (5) Information is available at:

General Affairs Division,  
Sewage Management Office,  
Department of Land Development,  
Tochigi Prefecture  
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524  
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)